

住民参加型市場公募地方債について

令和元年 8 月
総務省自治財政局地方債課

住民参加型市場公募地方債（以下「住民参加債」）とは

- 債券発行によって資金を調達する市場公募地方債のひとつ。
- 購入者を「当該債券の発行団体内に居住する個人・法人」に限定する銘柄が多い点の特徴。
- 最初の取組は、平成14年3月に群馬県が発行した「愛県債」。
- 住民参加債の制度目的には、以下のような点が挙げられる。
 - － 住民の行政参画意識の高揚
 - － 住民に対する施策のPR
 - － 資金調達手法の多様化
 - － 個人金融資産の有効活用
 - － 市場公募化のためのノウハウ習得 など

(参考) 市場公募化等の推進

○ 地方債の総合的な管理について（通知）（抄）

平成21年4月14日 総財地第115号
総務省自治財政局地方債課長通知
平成26年4月1日総財地第80号により一部改正

（別記）

1. 地方債の発行について

(1) 市場公募化等の推進

地方分権の推進、財政投融资制度改革等の趣旨を踏まえた公的資金の段階的な縮減・重点化が進展していることを踏まえ、民間資金を中心とした調達への転換を円滑に進められたいこと。

民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、発行年限の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

なお、都道府県及び政令指定都市を中心に、安定的な資金調達を図るために市場公募地方債の発行を推進する必要があるが、市場公募地方債の発行は資金調達の透明性の確保等にも資するものであること。

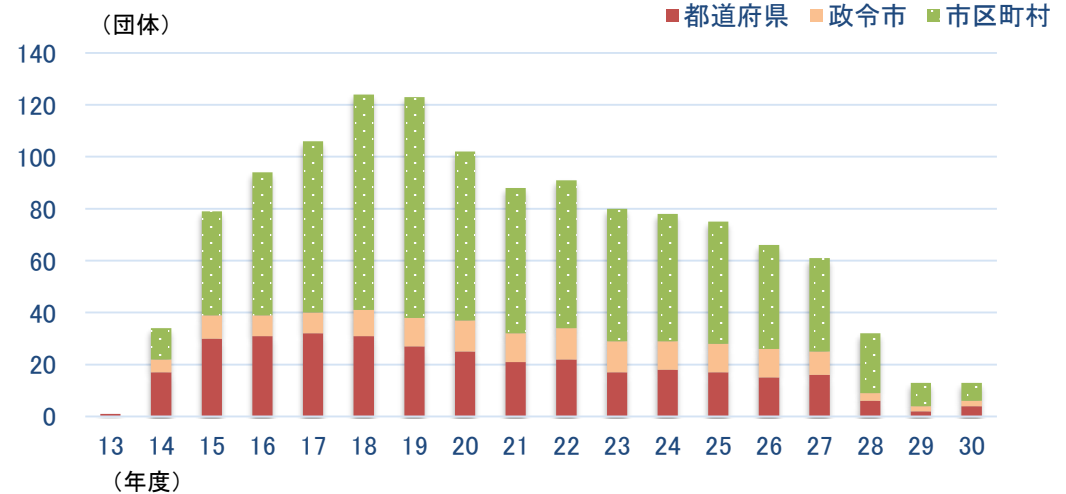
発行団体数・発行額の推移

- ▶ 平成18年度以降、発行団体数・発行額ともに減少傾向を辿っている。
- ▶ 平成30年度は13団体が発行している(209億円)。

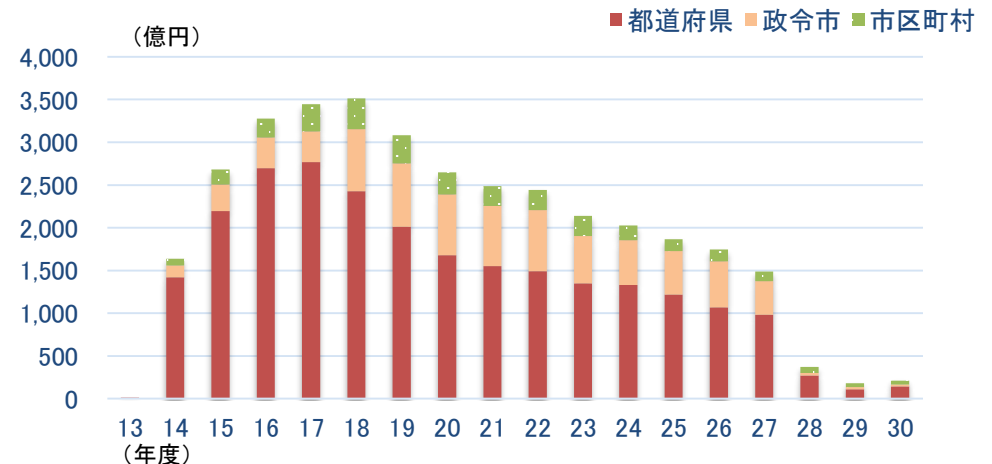
▽発行団体数・発行額の推移

年度	都道府県		政令市		市区町村		合計	
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額
13	1	10					1	10
14	17	1,420	5	140	12	76	34	1,636
15	30	2,195	9	310	40	177	79	2,682
16	31	2,697	8	360	55	219	94	3,276
17	32	2,769	8	360	66	316	106	3,445
18	31	2,428	10	728	83	358	124	3,513
19	27	2,012	11	742	85	329	123	3,083
20	25	1,678	12	710	65	262	102	2,650
21	21	1,550	11	704	56	234	88	2,488
22	22	1,491	12	714	57	236	91	2,441
23	17	1,348	12	554	51	235	80	2,137
24	18	1,331	11	523	49	174	78	2,028
25	17	1,217	11	509	47	138	75	1,864
26	15	1,067	11	539	40	140	66	1,746
27	16	982	9	394	36	110	61	1,486
28	6	271	3	30	23	71	32	372
29	2	110	2	25	9	47	13	182
30	4	140	2	25	7	44	13	209

▷発行団体数の推移



▷発行額の推移



第4章 今後の地方債市場の発展に向けて

第1節 資金調達が多様化

2 住民参加債の理解・発行促進

住民参加債は、地域住民の行政への参画意識の高揚、投資家層の多様化、市場公募債の発行に向けたノウハウの蓄積といった意義を有する。低金利環境下において発行団体数・発行額ともに顕著な減少基調にあるものの、これら住民参加債の意義は変わるものでないほか、住民参加債の主な保有者たる個人投資家は、（金利リスク規制等の影響を受けない点で）金融機関等とは投資行動が異なると考えられることから、変化局面における安定調達の有効な手段になり得るとの意見もある（脚注）。

地方団体においては、このような住民参加債の意義を踏まえ、住民参加債に対する関係者の理解促進、新規・継続発行や発行再開に努めることが望まれる。また、課題の一つである費用対効果の観点からは、様々な行政分野で広域連携の必要性が高まっている状況も踏まえ、都道府県や近隣市町村との共同発行によりロットの確保を図ることも検討に値しよう。

地方債協会においては、住民参加債の発行が低迷する中で、発行団体・引受金融機関の双方で発行ノウハウの蓄積・継承が懸念されている状況も踏まえ、**住民参加債研修会の充実（引受金融機関を含む対象者の拡大・研修テキストの刷新）**や工夫事例（対象事業の明確化、発行条件等の調整、住民への効果的なPR、共同発行の事例等）の紹介等により、実務面でのサポートを継続・強化すべきである。

（脚注）委員会の議論では、さらに、金融環境が大きく変化し金融機関等からの間接的な資金調達が困難化するような場合には、住民（個人投資家）等から直接調達する代替的手段の一部ともなり得る、との意見もあった。

令和元年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

[地方債計画計上額]

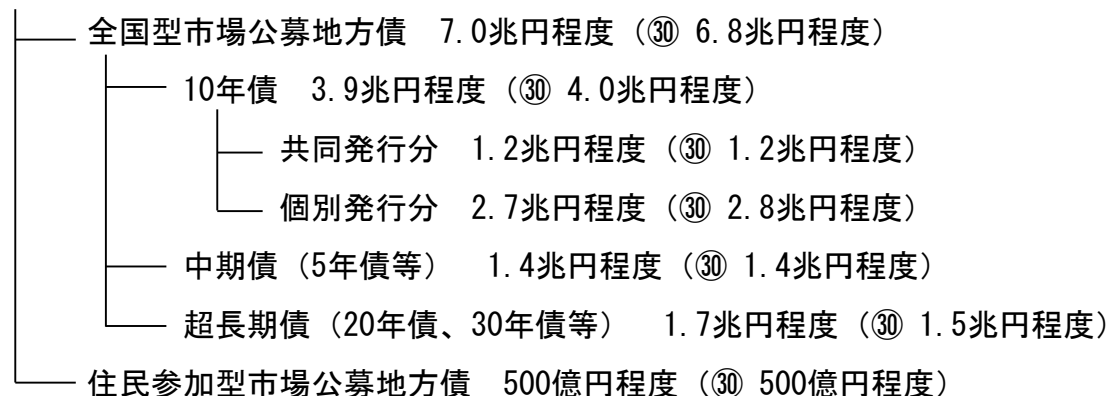
市場公募地方債 3兆9,400億円
 (地方債計画総額に占める割合 ③〇 32.8% → ③① 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆8,900億円 (③〇 3兆7,700億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 500億円 (③〇 500億円)

〈参考1〉 令和元年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.1兆円程度 (③〇 6.9兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 平成30年度の数値は平成30年度計画ベースの数値。

〈参考2〉 市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

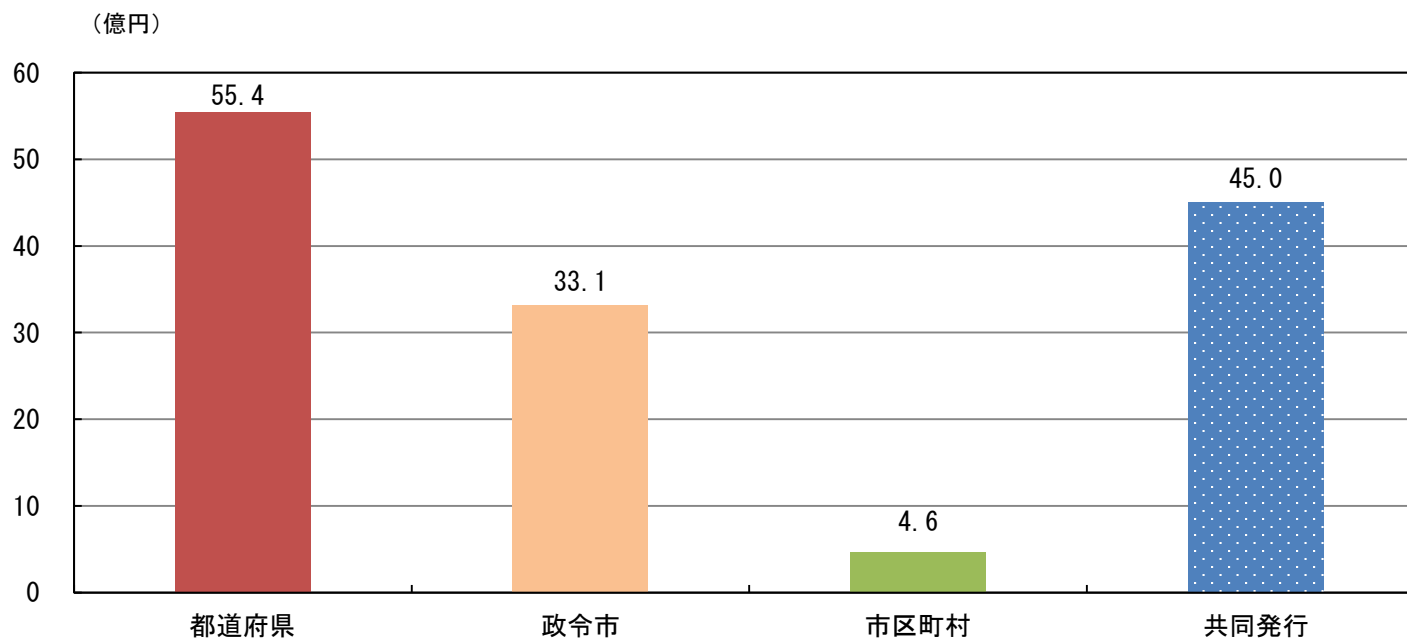
(単位：兆円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募地方債	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9
地方債計画総額に占める割合	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

これまでの取組① 発行ロット

- 発行ロットは団体規模によって異なる。都道府県が平均55億円程度であるのに対して、一般市区町村は5億円に満たない規模である。
- 都道府県、市町村間での「共同発行形式」を採用する銘柄もあるが、これは発行ロット確保の観点から、有益な取組であると考えられる。

▽ 1銘柄あたりの平均発行ロット



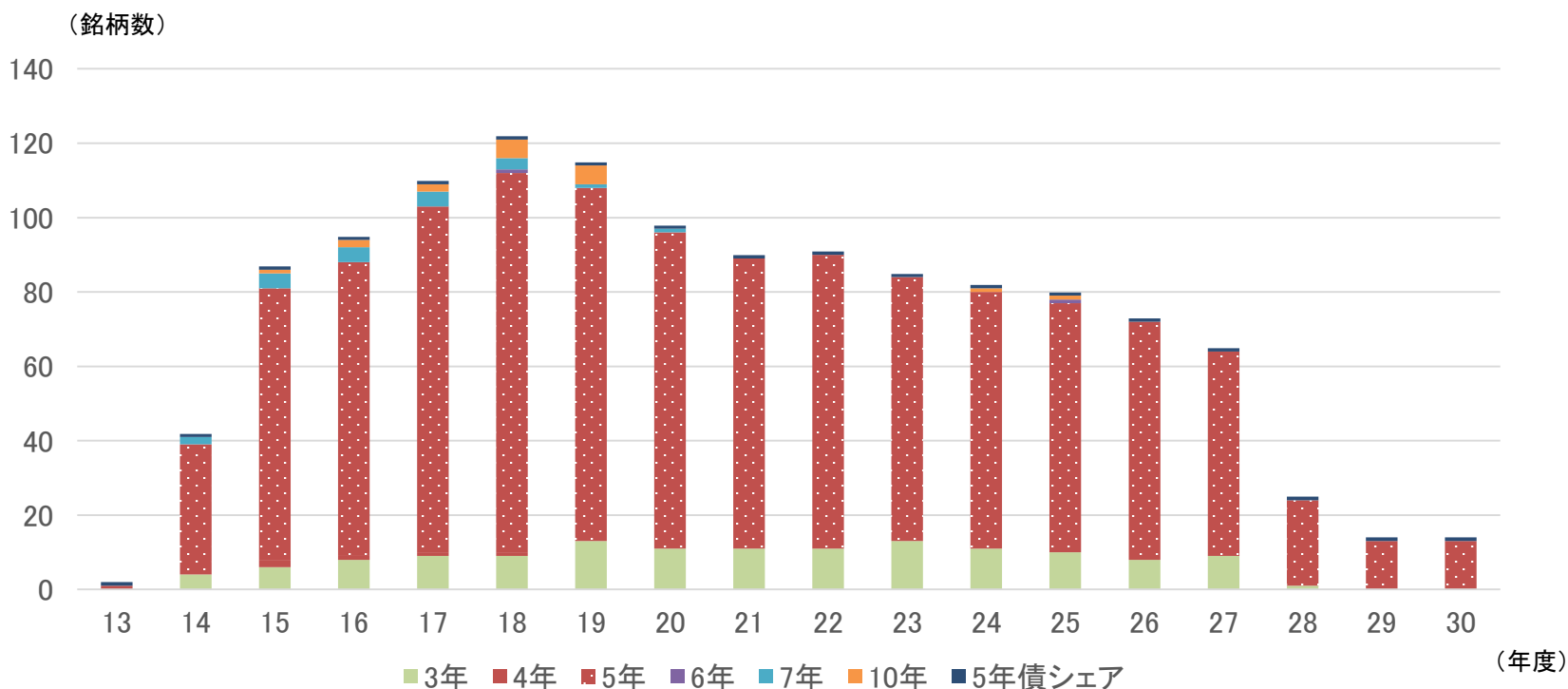
これまでの取組② 発行年限

➤ 平成30年度は全て5年債での発行。

【5年債が主流となっている主な背景】

- ①購入者に占める高齢者の割合が高い(=長期保有を好まない)
- ②初発行事例(群馬県愛県債)が5年債であった 等

▽ 年限別発行実績(件数)



これまでの取組③ 利率の設定

- 利率の設定については、平成28年1月の日本銀行によるマイナス金利政策導入以前は、同年限の国債、あるいは全国型市場公募債の利率に上乗せ金利(スプレッド)を加算して設定する銘柄がほとんどであった。
- しかし、マイナス金利政策導入後はベースとなる国債金利が大きく低下してしまったため、下限が0.05%に設定されている「個人向け国債」の利率に上乗せ金利(スプレッド)を加算して設定する銘柄や市場金利情勢等を参考に「絶対値」で設定する銘柄が多くなっている。

▽ 平成30年度発行実績における応募者利回り

利率	団体数
0.05～0.09%	2
0.10～0.14%	4
0.15～0.19%	3
0.20%～	4

これまでの取組④ 購入対象者

- 制度目的である「住民の行政参加意識高揚」という観点から、
 - 発行団体内に居住・通勤・勤務している個人
 - 発行団体内に拠点のある法人・団体等を購入対象者として発行されている銘柄が多い。
- 最近では、安定的な消化を促す観点から、購入対象者を制限しない銘柄(全国での販売)も一部見受けられる。
- いずれの場合であっても、購入対象者の範囲については、各団体の裁量で決定される。

これまでの取組⑤ 購入限度額

- より多くの住民に購入を促す観点から、購入限度額を設定する銘柄が多くなっている。
- ただし、安定的に消化されるよう、法人など大口投資家の要望に応じて購入限度額を引き上げる、あるいは購入限度額を設定しない銘柄も存在する。

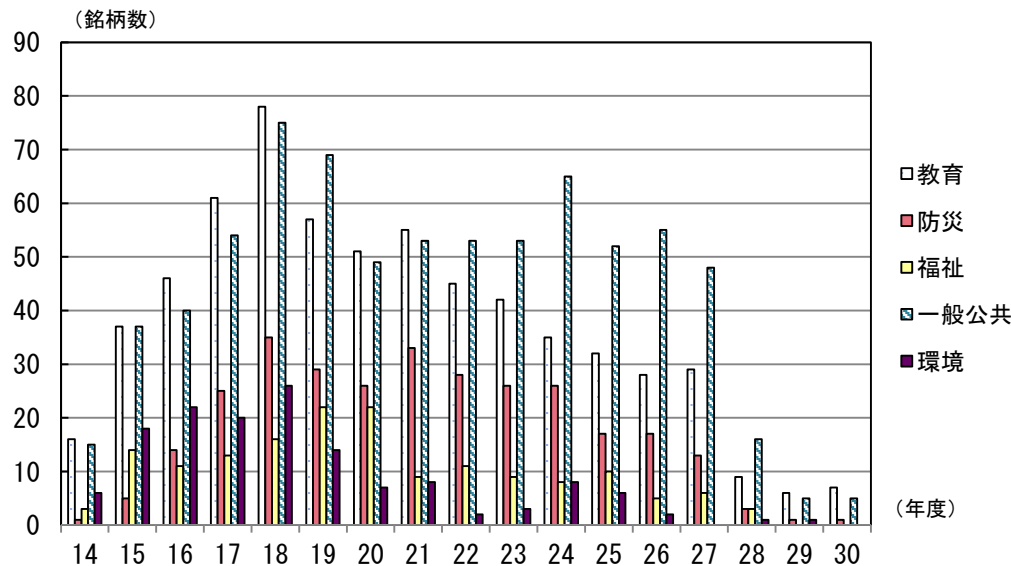
▽ 購入限度額(平成30年度発行分)の状況

限度額 (百万円)	都道府県		政令指定都市		市区町村		合 計	
	銘柄数	割合	銘柄数	割合	銘柄数	割合	銘柄数	割合
～1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
～2	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	1	7.7%
～3	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%	2	15.4%
～5	0	0.0%	1	50.0%	3	42.9%	4	30.8%
～10	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10～	3	75.0%	1	50.0%	1	14.3%	5	38.5%
限度額無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
～50万米ドル	1	25.0%		0.0%		0.0%	1	7.7%
合 計	4	100.0%	2	100.0%	7	100.0%	13	100.0%

これまでの取組⑥ 対象事業

- 調達した資金を充当する事業については、あらかじめ具体的に提示した上で起債されることが多い。
 - 「A地区に病院を建設するために起債します」等。
- 対象事業としては、例年、教育関連事業や一般公共事業に充当している銘柄が多く、福祉や防災など、様々な事業に充当されている。

▽ 充当事業の推移



▽ 充当事業の一例

教育	小中学校施設整備 特別支援学校整備
防災	避難・防災拠点耐震化 消防ヘリコプター更新
福祉	保健福祉センター整備 子供発達支援センター整備
一般公共	道路・河川・公園整備 市民利用施設整備

これまでの取組⑦ 特典（購入プレミアム）の付与

- 購入者に対して各種イベントのチケットや施設招待券など、特典（いわゆる購入プレミアム）を付与している銘柄もある。
※平成30年度は、13銘柄（209.6億円）中、5銘柄（144.6億円）で特典付与
- 購入者に対して特典を付与することは、銘柄の商品的魅力を高める等、安定消化や施策PRの手段として有益と捉えられている。

▽ 特典を付与している銘柄の例

団体	対象事業	購入者特典
福島県	県立医科大学の新学部施設整備	知事感謝状
東京都	都有施設の改築・改修、中小河川の整備、東京港・島しょ海岸保全施設整備事業、ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応	・ 購入者全員に東京グリーンボンドカードを送付 ・ 抽選で船上見学会へ招待
山梨県	峡南地域単位制・総合制高校の整備、やまびこ支援学校の整備、甲府工業高校専攻科校舎整備	知事感謝状
兵庫県	初代県庁舎の整備等県政150年記念事業	知事感謝カード
鯖江市	鯖江市小中学校施設整備事業、鯖江市認定こども園整備事業等	抽選による記念品贈呈

これまでの取組⑧ 起債に係る手数料

➤ 起債に係る手数料は、引受手数料、受託手数料、元金支払手数料等があり、契約形態等によってかかる手数料が異なる。

手数料等比較(平成26年度～平成30年度の平均)

(銭/100円)

	引受手数料	受託手数料	元金支払手数料	合計
都道府県	27.12	1.19	2.92	31.24
政令指定市	27.35	1.40	6.73	35.48
市区町村(10億以上)	34.87	2.16	4.62	41.64
市区町村(3億～10億)	56.95	3.47	5.60	66.02
市区町村(～3億)	62.55	5.76	5.73	74.05
共同発行	27.00	1.00	4.65	32.65

※都道府県について、平成26～30年度発行の東京都債(外債)は除く。

※共同発行については、平成29～30年度に発行実績がないため、平成26～28年度の発行実績の平均としている。

※多くが引受並びに募集取扱契約であり、募集取扱手数料と引受手数料を併せて「引受手数料」と総称。

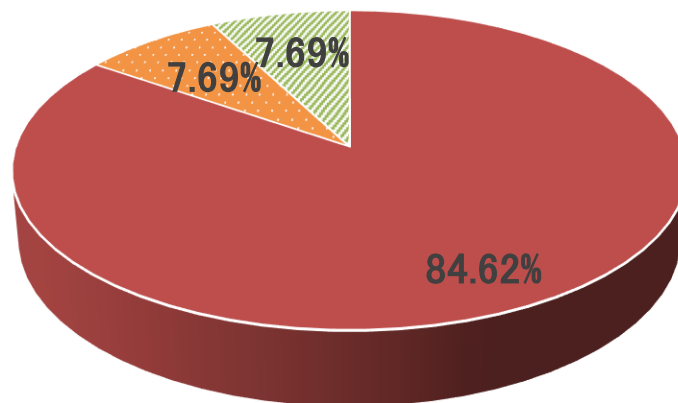
- ①募集取扱手数料 住民公募債の勧誘・販売行為を委託することに対して支払う手数料
- ②引受手数料 応募が総額に達しなかった場合、残額を引受けてもらうことに対して支払う手数料
- ③受託手数料 発行事務や期中事務を委託することに対して支払う手数料
- ④元金支払手数料 満期時に生じる元金の支払事務に対して支払う手数料

※上記のほかに、振替地方債を発行する場合に振替機関に対して支払う「新規記録手数料」がある。また、「利金支払手数料」もあるが、当該手数料は、元金償還額を対象として支払うものと利金支払額を対象として支払うもので計算方法が異なるため、比較対象から除いている。

これまでの取組⑨ 販売方法

- 販売方法は、「窓口販売方式」と「抽選販売方式」の2種類。
- 「窓口販売方式」は、取扱金融機関の窓口にて、直接出向いた購入者に対して販売する方法。発行体にとって事務負担が少ないメリットがある一方、先着販売となるケースが多いため、公平な購入機会の確保が難しいというデメリットもある。
- 「抽選販売方式」は、インターネットやハガキ等で発行体または金融機関に対して応募してもらい、抽選の結果、当選した人に販売する方法。購入者にとって購入機会の公平性が確保されるメリットがある一方、抽選事務については発行体が行うことが多く、事務負担が大きくなるというデメリットもある。

▽ 住民参加債の販売方法(平成30年度)



■ 窓口販売 ■ 抽選販売 ▨ 併用販売

課題① 近年の状況

- 以下のような事情を背景に、住民参加債の発行団体数は減少傾向にある。
 - 市場金利の低下に伴い、全国型市場公募債や銀行等引受債により有利に資金調達が行える状況である。
 - 販売状況が芳しくない。
 - 建設投資の縮減から、充てるべき事業自体が減少している。
- 足許の超低金利状況下においては、特に調達コストの面から、住民参加債を発行するインセンティブが働かなくなっていると考えられる。
- 一方、資金調達の効率性の観点だけでなく、長期的・安定的な調達のための多様な投資家層の確保という観点からの検討も必要である。
- また、住民参加債が有する、①住民の行政参画意識の醸成、②対象事業に係る住民へのPRといった、他の地方債にはない「意義」を重視することも引き続き重要である。

課題② 販売状況

- 制度開始当初は、商品性の目新しさやペイオフ対策といった点が評価され、地域住民の購入意欲も高く、良好な販売状況にあった。
- しかし、近年では「ベースとなる国債金利の低下により、投資家の投資ニーズが減退している」等の声も聞かれており、一部の銘柄では募集額が発行総額に満たない「募集残」も生じている。

▽ 販売状況が芳しくない背景として指摘されているポイント

- － 競合する個人向け国債が下限金利を0.05%に設定しており、また、中途換金可能で商品性が高いため、住民参加債の優位性が低下している。
- － 市場金利の低下に伴い、絶対金利重視の個人投資家の購入意欲が減退している。
- － 商品としての目新しさがなくなり、住民にとって魅力が薄れている。

(参考) 個人向け国債との比較

	個人向け国債	住民参加債
発行目的	<ul style="list-style-type: none"> •国債の個人保有の促進 •保有者の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> •住民の行政参画意識の高揚 •住民に対する施策のPR •資金調達手法の多様化 等
償還年限	<ul style="list-style-type: none"> •10年物・変動金利(毎月) <H15.3~> •5年物・固定金利(毎月) <H18.1~> •3年物・固定金利(毎月) <H22.7~> 	<ul style="list-style-type: none"> •5年物が一般的<H14.3~>
中途換金・売却時の元本保証	<ul style="list-style-type: none"> •元本保証あり (中途換金は発行から1年経過以降可能) 	<ul style="list-style-type: none"> •通常、元本保証なし
金利設定方法	<ul style="list-style-type: none"> •10年物……10年国債利回り×0.66 •5年物……10年国債利回り-0.05% •3年物……10年国債利回り-0.03% (金利の下限は0.05%)	<ul style="list-style-type: none"> •各団体が発行のタイミングで決定
購入対象者	<ul style="list-style-type: none"> •個人 	<ul style="list-style-type: none"> •個人および法人 •「発行した自治体の域内に所在していること」を購入の要件としている例が多い
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> •特段の限定はなし 	<ul style="list-style-type: none"> •充当する事業を事前に特定

課題③ 平成30年度調研・報告書より

図表4 地方団体にとって発行に苦慮している点・妨げとなっている点(複数回答)

区分	公募団体	非公募団体	中核市・ 特例市	その他 市区町村	合計
募集残発生 of 懸念	18 (75.0%)	2 (100.0%)	4 (50.0%)	2 (100.0%)	26 (72.2%)
他の調達手段対比、高い調達コスト	14 (58.3%)	2 (100.0%)	4 (50.0%)	2 (100.0%)	22 (61.1%)
下限金利の設定・証券会社のキャンペーン等 がある他商品(個人向け国債等)の存在	9 (37.5%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	12 (33.3%)
起債に適した事業の不足	5 (20.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (13.9%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	1 (50.0%)	2 (5.6%)
(回答数)	24	2	8	2	36

【その他】

- ・ 県内の希望する団体による共同発行のため、自団体が発行事務は行っていない。(中核市・特例市)
- ・ 発行に係る事務手続きが多く、担当者の負担が大きい。(その他市区町村)

(出所)アンケート調査

課題④ 平成30年度調研・報告書より

図表5 引受金融機関として苦慮している点または発行団体が苦慮していると考えられる点(複数回答)

区分	都銀・地銀等	信金・農協	証券会社	計
募集残発生の懸念	21 (84.0%)	5 (83.3%)	3 (27.3%)	29 (69.0%)
下限金利の設定・証券会社のキャンペーン等がある 他商品(個人向け国債等)の存在	6 (24.0%)	3 (50.0%)	7 (63.6%)	16 (38.1%)
発行団体にとって他の調達手法対比、高い調達コスト (需要喚起に必要な上乗せスプレッドが過大等)	6 (24.0%)	3 (50.0%)	6 (54.5%)	15 (35.7%)
発行団体における起債に適した事業の不足	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)
その他	4 (16.0%)	1 (16.7%)	2 (18.2%)	7 (16.7%)
(回答数)	25	6	11	42

【その他】

- ＜都銀・地銀等＞ ・金利が低すぎることにより、フィデューシャリーデューティー(顧客本位の業務運営を行う義務)の観点から積極的に顧客に勧められず、引受しても販売が出来ない(募残となる)。その点を勘案し、現状発行体も起債を見合わせている。
- ・コスト割れ(発行額小さい)、かつコストのわりに手数料率が低い。
- ＜信金・農協＞ ・クーポンが低く、自金庫のキャンペーン商品と競合して商品の優位性がみられない点。
- ＜証券会社＞ ・引受証券会社が多く、一部の証券会社がディスカウントで販売すると、投資家の目線がその水準に集まってしまうことがあった。

今後に向けて① 平成30年度調研・報告書より

図表6 地方団体側からみた、住民参加債の継続的な発行に有効と考えられる点(複数回答)

区分	都道府県・政令指定都市			市区町村			合計
	公募 団体	非公募 団体	計	中核市・ 特例市	その他 市区町村	計	
魅力的な金利の設定	39 (83.0%)	9 (100.0%)	48 (85.7%)	38 (82.6%)	49 (66.2%)	87 (72.5%)	135 (76.7%)
住民にとって意義・関心の大きい 事業に対する起債	30 (63.8%)	5 (55.6%)	35 (62.5%)	29 (63.0%)	47 (63.5%)	76 (63.3%)	111 (63.1%)
起債対象施設に関心を持ってもらう 取り組み(見学・利用の機会の提供等)	6 (12.8%)	1 (11.1%)	7 (12.5%)	12 (26.1%)	22 (29.7%)	34 (28.3%)	41 (23.3%)
発行規模の調整	11 (23.4%)	2 (22.2%)	13 (23.2%)	6 (13.0%)	9 (12.2%)	15 (12.5%)	28 (15.9%)
購入者に係る居住地等の要件の緩和	4 (8.5%)	0 (0.0%)	4 (7.1%)	9 (19.6%)	14 (18.9%)	23 (19.2%)	27 (15.3%)
購入限度額の緩和	5 (10.6%)	1 (11.1%)	6 (10.7%)	8 (17.4%)	10 (13.5%)	18 (15.0%)	24 (13.6%)
その他	3 (6.4%)	0 (0.0%)	3 (5.4%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	4 (2.3%)
(回答数)	47	9	56	46	74	120	176

- 【その他】
- ・市場環境の変化(公募団体)
 - ・魅力的な金利水準まで国債利回りが回復すること(公募団体)
 - ・今後、必要に応じて研究していく(その他市区町村)

(出所) アンケート調査

今後に向けて② 平成30年度調研・報告書より

図表7 金融機関側からみた、住民参加債の継続的な発行に有効と考えられる点(複数回答)

区分	都銀・地銀等	信金・農協	証券会社	計
魅力的な金利の設定	39 (97.5%)	12 (92.3%)	10 (90.9%)	61 (95.3%)
住民にとって意義・関心の大きい事業に対する起債	20 (50.0%)	7 (53.8%)	4 (36.4%)	31 (48.4%)
購入限度額の緩和	8 (20.0%)	3 (23.1%)	6 (54.5%)	17 (26.6%)
起債対象施設に関心を持ってもらう取り組み(見学・利用の機会の提供等)	5 (12.5%)	4 (30.8%)	4 (36.4%)	13 (20.3%)
購入者に係る居住地等の要件の緩和	7 (17.5%)	0 (0.0%)	6 (54.5%)	13 (20.3%)
発行規模の調整	5 (12.5%)	3 (23.1%)	4 (36.4%)	12 (18.8%)
(回答数)	40	13	11	64

(出所)アンケート調査

今後に向けて③ まとめ

- 前述のとおり、住民参加債の販売が低下している背景には、
 - ① 絶対金利の低下
 - ② 個人向け国債と比べた優位性の低下
 - ③ 新規性の低下 があると考えられる。

- 今後、住民参加債の販売を円滑に進める手段として、以下のような点について工夫・検討することが有効であると考えられる。
 - (1) 地域住民の関心を引く対象事業の選定
 - (2) 住民説明、商品PRの充実
 - (3) 特典の付与等購入者満足度の向上
 - (4) 値頃感のある発行条件等の設定
 - (5) 販売金融機関の選定、販売体制等の工夫
 - (6) 共同形式での起債の検討

具体的方策①

地域住民の関心を引く対象事業の選定

⇒住民の購入意欲を高めるような事業を優先的に充当することで、購入を促す。

▽ 具体的な取組事例

- ・「道の駅」を新たに整備するもの
- ・ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応など環境に特化したもの
- ・市政の記念周年を踏まえ、記念事業である市民太陽光発電所事業を対象としたもの
- ・公園や総合体育館など世代を問わず区民が利用できる施設を対象としたもの
- ・高齢者の方々をターゲットとし、孫の世代のための給食施設整備等を対象としたもの
- ・学校や病院など多くの市民が利用する施設を対象としたもの
- ・学校施設等の耐震化など地震・防災対策「安心・安全」を推進するもの

具体的方策②

住民説明、商品PRの充実

⇒主たる投資家である住民に対し、起債アナウンスを漏れなく伝え、丁寧な需要捕捉を行う。

▽ 具体的な取組事例

- ・市民に愛称の募集を行うことで、公募債発行に関する早期のPRを実施
- ・市広報、HP及びコミュニティFMで取り上げることで、PR活動を行っている
- ・市民債発行の趣旨と対象事業の内容、市の財政状況等についての説明会を市内4ヶ所（午前・午後各1回）で開催している
- ・地域の会合、イベント等に出向き、市民債について積極的なPR活動を行っている

（参考）平成30年度調研・報告書より

第4章 今後の地方債市場の発展に向けて

第1節 資金調達が多様化

3 IR活動の推進

（前略）

加えて、IR活動は、主として市場公募団体により実施されてきたものであるが、住民参加債の発行団体にとっても、対象事業の内容や自団体の財政状況等について住民（個人投資家）等向けの説明会を開催するといった取組は有意義であろう。

具体的方策③

特典の付与等、購入者満足度の向上

⇒地域の特色をアピールしつつ、投資需要を喚起するような仕組みを導入する。

▽ 具体的な取組事例

- ・ 購入者に対して「購入感謝カード」を進呈
- ・ 道の駅、水族館、博物館、サッカースタジアムなど起債対象事業施設で使える商品券や無料入場券を進呈
- ・ 対象施設敷地内の表示板への記銘権を付与
- ・ 特産品の進呈

具体的方策④

値頃感のある発行条件等の設定

⇒許容できる範囲で金利を高め設定し、投資需要を喚起する。

- － 個人向け国債等に一定程度のスプレッドを上乗せして金利を設定する場合には、「国債対比有利な投資」であることについてアピールすることが重要。

▽ 具体的な取組事例

- ・ IR活動の際に「発行条件は国債（個人向け国債を含む）の利回りを参考に若干上乗せして決定している」旨を伝え、他の商品に対する優位性をアピール
- ・ 競合商品（特に、個人向け国債）や個人投資家のマインドについて幹事会社より提案を受け、条件を決定している

具体的方策⑤

販売金融機関の選定、販売体制等の工夫

⇒販売取扱い金融機関の開拓や販売実績のモニタリングを継続的に行うことを通じ、販売力を強化する。

▽ 具体的な取組事例

- ・取扱金融機関数を増やし、購入者の利便性を向上させた
- ・住民参加債の取扱いのない金融機関に対し取扱いを打診した
- ・シ団説明会を実施し、積極的な販売体制を構築した
- ・区内金融機関以外に、交通接続駅の支店で取扱が可能な証券会社を選定した
- ・インターネットによる抽選方式を採用し、購入者の利便性を向上させた
- ・募集残に対応するため、購入限度額の引き上げを検討している

具体的方策⑥

共同形式での起債の検討

⇒共同形式の起債とすることで小規模団体において、発行条件等で有利な市場調達が期待されるほか、市場公募債発行の実務経験の積み上げにも繋がる。

▽ 具体的な取組事例

- ・ 共同発行を行うことで宣伝効果を狙った
- ・ 一定定規模以上のロットを確保する目的で県との共同発行を行った
- ・ 資金調達の多様化、また小規模団体でも有利な市場調達を行うべく、県内市町村との共同発行を行った

(参考) 平成30年度調研・報告書より

第4章 今後の地方債市場の発展に向けて

第1節 資金調達の多様化

2 住民参加債の理解・発行促進

(前略)

地方団体においては、このような住民参加債の意義を踏まえ、住民参加債に対する関係者の理解促進、新規・継続発行や発行再開に努めることが望まれる。また、課題の一つである費用対効果の観点からは、様々な行政分野で広域連携の必要性が高まっている状況も踏まえ、都道府県や近隣市町村との共同発行によりロットの確保を図ることも検討に値しよう。

(参考) 共同発行の事例

発行団体	名称	発行日	発行額 (億円)	償還期間	発行条件		対象事業
					表面利率	発行価格	
茨城県 土浦市 石岡市 常陸太田市 鹿嶋市 潮来市	平成28年度茨城県・ 市町村共同公募債 (大好きいばらき県 民債)	H28.5.12	37.0	5年満括	0.06%	100円00銭	茨城県: 道路整備事業等 土浦市: 道路整備事業 石岡市: 道路整備事業 常陸太田市: 複合型交流拠点施設整備事業 鹿嶋市: 公民館整備事業 潮来市: 小学校施設環境改善事業
兵庫県 姫路市 尼崎市 豊岡市 川西市 香美町	平成28年度兵庫県 市町共同公募債 (兵庫のじぎく債)	H28.5.27	19.0	5年満括	0.10%	100円00銭	兵庫県: 県立高校耐震改修事業等 姫路市: 公園整備事業 尼崎市: 学校施設整備事業 豊岡市: 公立小学校整備事業、 保健体育施設整備事業 道路整備事業 川西市: 小学校耐震対策事業 香美町: 北但ごみ処理施設整備事業

出所：地方債協会